

地球温暖化対策実行計画の策定に向けて

1. 現計画「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」の概要

(1) 計画期間

平成 19 年度～24 年度

(2) 目標年度

平成 24 年度

(3) 目標値

二酸化炭素排出量を平成 17 年度比で 17%削減

(4) 長期的な到達点

二酸化炭素排出量を 1990 年度比で 2030 年度に 50%削減

(5) 地球温暖化対策の取り組み体系

I 温室効果ガス排出の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

- ①省エネルギー型ライフスタイルの普及
- ②家電製品等における省エネルギー製品の普及
- ③商業施設・オフィス等における省エネルギー活動の展開

II 温室効果ガス排出の少ない都市構造の実現

- ①建築物における省エネルギー化の促進
- ②暑気対策の展開
- ③都市緑化の推進

III 温室効果ガス排出の少ない交通体系の形成

- ①公共交通機関・自転車利用の促進
- ②エコドライブの普及

IV 温室効果ガス排出の少ない新エネルギーの普及

- ①自然エネルギー利用の普及
- ②クリーンエネルギー自動車の普及

V 行政における温室効果ガス排出抑制の率先行動

- ①エコオフィスの推進・地球温暖化防止実行計画の推進
- ②学校版環境マネジメントシステム (S-EMS) の推進

2. 地球温暖化対策実行計画の法的根拠

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3において、特例市以上の地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の抑制等を行うための施策に関する事項を盛り込んだ実行計画を策定することが義務付けられています。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6～11 (略)

3. 地球温暖化対策実行計画に盛り込む事項

- (1) 温室効果ガス排出量の現況推計
- (2) 温室効果ガス排出量の将来推計
- (3) 計画の目標
- (4) 対策・施策
 - 再生可能エネルギーの利用促進【法第 20 条の 3 第 3 項第 1 号】
 - 例) 太陽光発電、太陽熱温水器、水力発電の導入促進など
 - 市民・事業者の活動促進【法第 20 条の 3 第 3 項第 2 号】
 - 例) 工場・事業場・の省 CO₂ 化、建築物の省 CO₂ 化、高効率設備・機器の導入促進、省 CO₂ 行動の推進など
 - 地域環境の整備及び改善【法第 20 条の 3 第 3 項第 3 号】
 - 例) モビリティ・マネジメント、パーク&ライドの導入、コミュニティ・サイクルの整備、カーシェアリングの導入、大規模緑地の保全など
 - 循環型社会の形成【法第 20 条の 3 第 3 項第 4 号】
 - 例) 廃棄物多量排出事業者対策の推進、容器包装廃棄物の排出抑制、食品廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進など
- (5) 計画の推進体制

4. 市民・事業者に対するアンケート調査

区 分	内 容
目 的	市民・事業者の地球温暖化対策に係る意識やニーズを把握し、地球温暖化対策実行計画策定の基礎資料とするため。
対 象	市民（約 2,000 人） 事業者（約 100 社）
調査時期	平成 24 年 1 月下旬から 2 月上旬（予定）
調査・回収方法	郵送による配付・回収
アンケート項目	○回答者の属性 ○地球温暖化問題の認知度 ○省エネ・省 CO ₂ 設備の普及状況 ○建築物の省エネ・省 CO ₂ 対策の実施状況 ○マイカー・公共交通機関の利用状況 ○その他の取り組み状況 など